

若狭町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

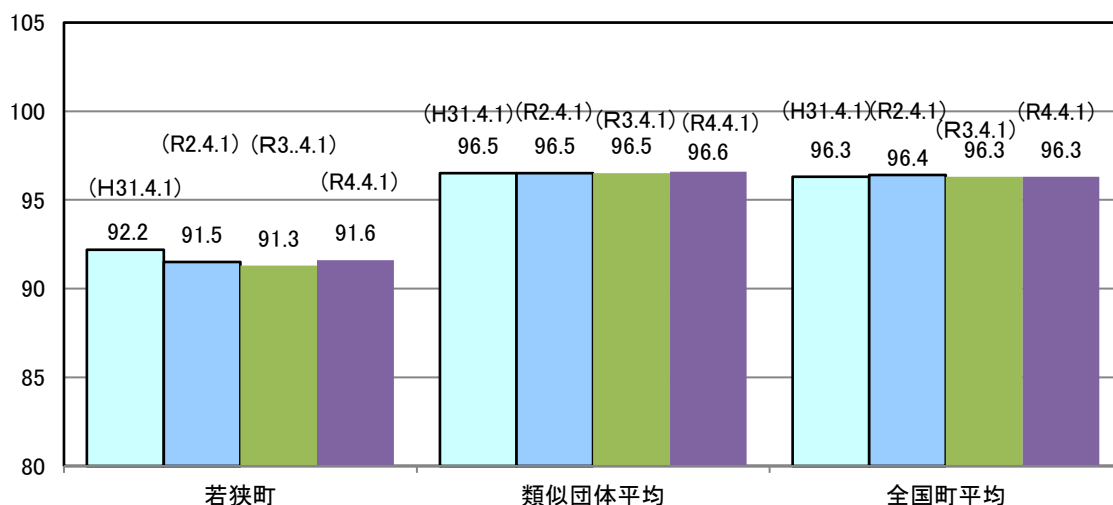
区分	住民基本台帳人口 (R4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R2年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
年度 R3	14,131	12,516,665	938,101	1,733,965	13.9	13.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
年度 R3	187	665,640	98,976	264,461	1,029,077	5,503	5,647

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、R3年4月1日現在の人数である。また、任期付き短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 （補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※R4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①～③該当なし

(4) 給与改定の状況

人事委員会の設置なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[(実施) 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
（内容）一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

本町は支給対象地域ではありません

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（R4年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
若狭町	44.8歳	315,300円	375,300円	340,479円
福井県	42.3歳	320,400円	385,786円	347,952円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	41.6歳	305,574円	356,814円	331,124円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
若狭町	53.7歳	15人	281,000円	294,026円	281,094円	—	—	—	—
うち用務員	55.5歳	4人	295,300円	309,050円	302,300円	用務員	49.1歳	236,600円	1.31
うち自動車運転手	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち学校調理員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うちその他	52.7歳	11人	275,800円	287,927円	278,503円	—	—	—	—
福井県	57.2歳	36人	297,900円	319,098円	308,277円	—	—	—	—
国	51.1歳	2,114人	286,570円	—	328,416円	—	—	—	—
類似団体	50.2歳	5人	290,307円	314,270円	300,377円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
若狭町	—	—	—
うち用務員	5,034,500円	3,187,900円	1.58
うち自動車運転手	—	—	—
うち学校調理員	—	—	—
うちその他	4,624,324円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（～R2年の3ヵ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報の観点から対象となる職員数が1人の場合は当該箇所を『○』とした。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、R3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（R4年4月1日現在）

区 分		若狭町	福井県	国
一般行政職	大 学 卒	175,300 円	188,700 円	185,200 円
	高 校 卒	154,600 円	154,900 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	151,900 円	152,700 円	—
	中 学 卒	143,800 円	143,800 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（R4年4月1日現在）

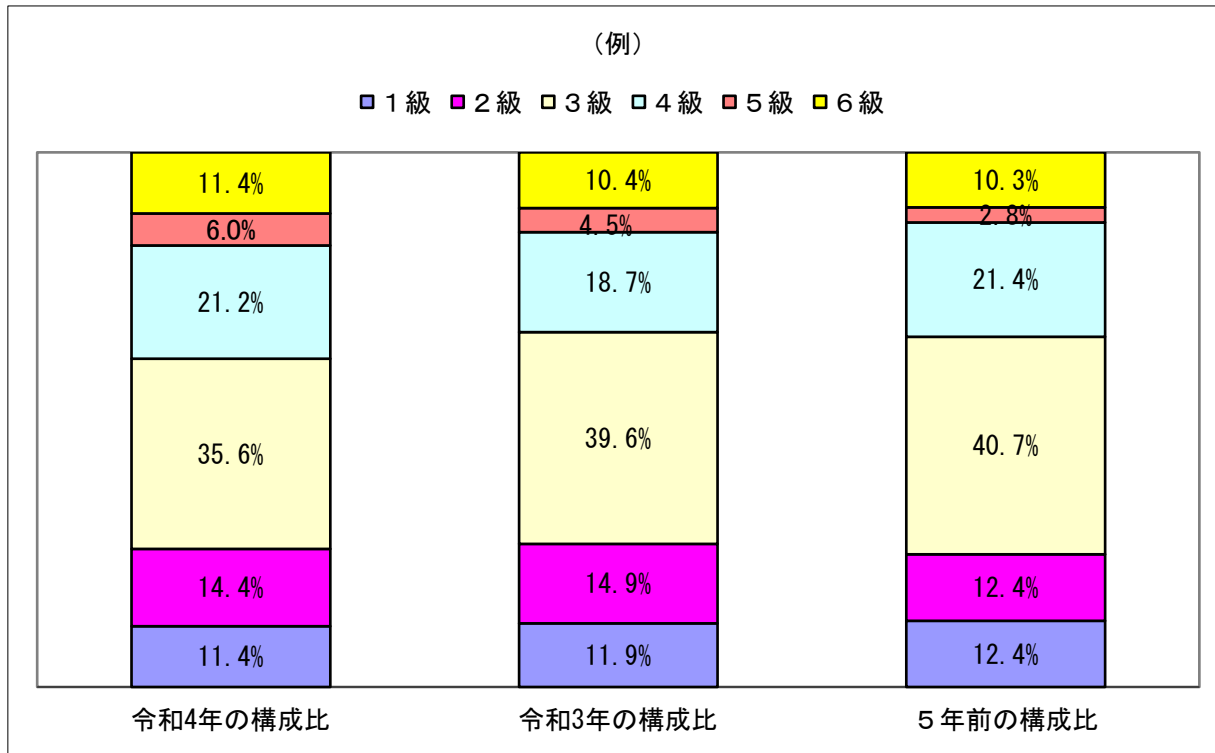
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	247,000 円	328,200 円	358,100 円	390,900 円
	高 校 卒	該当なし	該当なし	324,400 円	361,000 円
技能労務職	高 校 卒	該当なし	241,100 円	284,700 円	294,200 円
	中 学 卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（R4年4月1日現在）

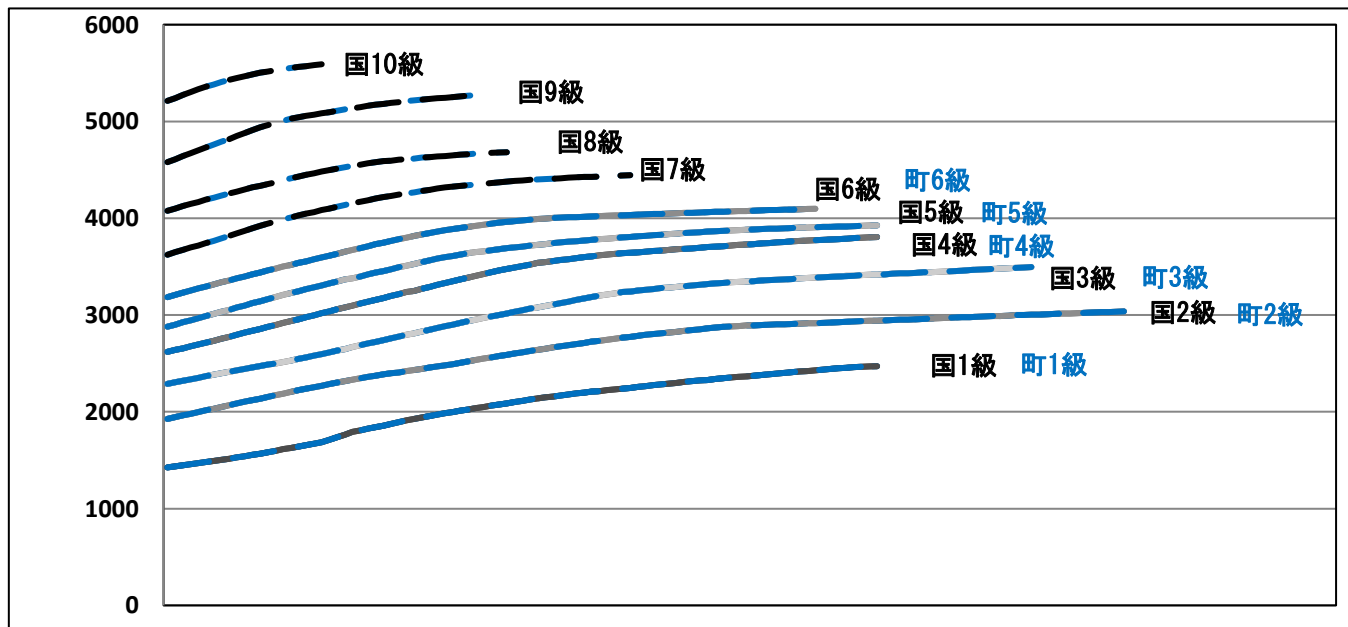
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	課長・局長・会計管理者	15 人	11.4 %	319,200 円	410,200 円
5 級	課長補佐	8 人	6.0 %	290,700 円	393,000 円
4 級	課長補佐・主査	28 人	21.2 %	266,000 円	381,000 円
3 級	主査	47 人	35.6 %	234,400 円	350,000 円
2 級	主事	19 人	14.4 %	198,500 円	304,200 円
1 級	主事	15 人	11.4 %	150,100 円	247,600 円

- (注) 1 若狭町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (R4年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		○
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

若狭町	福井県	国
1人当たり平均支給額 (R3年度) 1,463千円	1人当たり平均支給額 (R3年度) 1,604千円	—
(R3年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 勤勉手当 1.9 月分 (1.4) 月分 (0.9) 月分	(R3年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 勤勉手当 1.9 月分 (1.35) 月分 (0.9) 月分	(R3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.9 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (R4年4月1日現在)

若狭町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		
1人当たり平均支給額	7,933千円	17,092千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、R3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (R4年4月1日現在)

支給実績 (R3年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
医師	—	—	16%

(4) 特殊勤務手当 (R 4 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (R3年度決算)			11,147千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)			655,735円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R3年度)			7.33%	
手当の種類 (手当数)			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R3年度決算)	左記職員に対する支給単価
診療業務手当	医師	診療業務等	11,147千円	月額20万円を限度として町長が定める
	診療放射線技師			従事した月1月につき7,000円
夜間看護業務手当	看護師・看護助手	夜間看護等業務	-	勤務1回につき7,300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (R3年度決算)	44,839千円
職員1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)	265千円
支給実績 (R2年度決算)	31,641千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	186千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (R 4 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他親族 6,500円 満16歳以上～22歳までの子1人についての加算額 5,000円	同		24,082千円	267,585円
住居手当	貸間家賃に係る16,000円を超える額に応じて最高28,000円を限度に支給。	同		7,216千円	288,672円
通勤手当	通勤距離2km以上の職員に31,600円を限度に支給。 交通機関等利用の職員にその運賃を支給 (55,000円限度額)	同		18,189千円	84,997円
宿日直手当	宿日直勤務を行う職員に支給。 1日 4,400円	同		8,192千円	73,142円
管理職手当	役職・号給に応じた定額 22,200円～51,900円	異		21,411千円	356,850円
初任給調整手当	医師に支給。 月額上限 414,300円	同		17,067千円	4,266,900円

5 特別職の報酬等の状況（R4年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町長	680,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 855,000円 / 513,100円
	副町長	670,000 円	680,000円 / 476,000円
報 酬	議 長	300,000 円	408,000円 / 218,000円
	副 議 長	245,000 円	340,000円 / 174,000円
	議 員	235,000 円	320,000円 / 156,000円
期 末 手 当	町長 副町長	(R3年度支給割合) 3.2 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(R3年度支給割合) 3.0 月分	
退 職 手 当	町長	(算定方式) 給料月額×在職月額×0.45	(1期の手当額) 14,688,000 (支給時期) 任期毎
	副町長 備 考	給料月額×在職月額×0.27	8,683,200 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

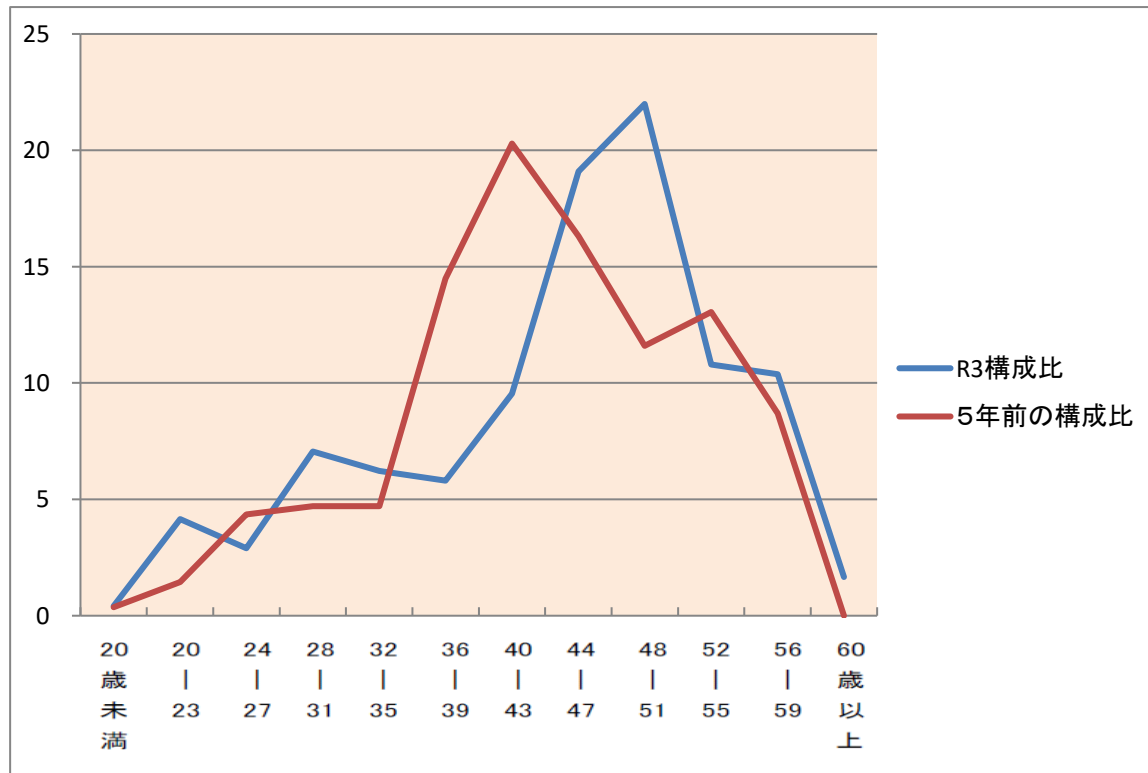
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和3年	令和4年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	一般行政	77	81	4	組織再編に伴う減
		福祉関係	75	75		
		計	152	156	4	
	教育部門	34	31	△ 3	組織再編に伴う縮小	
	消防部門					
	小 計	186	187	1		
公 営 会 計 部 門 等	病 院	29	25	△ 4 △ 2	組織再編に伴う縮小 組織再編に伴う増 組織再編に伴う縮小	
	上下水道 その他	8 14	8 12			
	小 計	51	45	△ 6		
合 計		237	232	△ 5		
		[361]	[362]			

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（R4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	10人	12人	9人	17人	14人	18人	38人	47人	45人	17人	4人	232人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

区分 部門	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	154	158	150	153	152	156	2 (1.3%)
教育	49	40	39	35	34	31	△18 (△36.7%)
消防	—	—	—	—	—	—	—
公営企業等会計	60	57	53	53	51	45	△15 (△25.0%)
総合計	263	255	242	241	237	232	△31 (△11.79%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7-1 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
年度	千円	千円	千円	%
R3	178,220	27,689	16,024	8.9

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
R3	2	8,096	1,371	3,054	12,521	6,260

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、R4年3月31日現在の人数である。

個人情報の観点から対象となる職員数が1人の場合は当該箇所を『◎』とした。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（R4年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
若狭町	43.09歳	321,600円	521,708円
団体平均	45.5歳	335,492円	501,390円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

個人情報の観点から対象となる職員数が1人の場合は当該箇所を『◎』とした。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

若狭町		県	
1人当たり平均支給額（R3年度）		1人当たり平均支給額（R3年度）	
1,527千円		1,684千円	
（R3年度支給割合）		（R3年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.4月分	1.9月分	2.4月分	1.9月分
(1.4)月分	(0.9)月分	(1.35)月分	(0.9)月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5～15%		役職加算 5～20%	
		管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

個人情報の観点から対象となる職員数が1人の場合は当該箇所を『◎』とした。

イ 退職手当（R4年4月1日現在）

若狭町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
—			—		

ウ 時間外勤務手当

支 給 実 績（R3年度決算）	331千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R3年度決算）	165千円

7-2 公営企業職員の状況

(1) 工業用水事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
年度	千円	千円	千円	%
R3	2,639	△ 5,396	3,496	13.2

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
R3	1	◎	◎	◎	◎	◎

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、R3年3月31日現在の人数である。

個人情報の観点から対象となる職員数が1人の場合は当該箇所を『◎』とした。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（R4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
若狭町	◎	◎	◎
団体平均	45.7歳	343,516円	520,678円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

個人情報の観点から対象となる職員数が1人の場合は当該箇所を『◎』とした。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

若狭町		県	
1人当たり平均支給額（R3年度） ◎千円		1人当たり平均支給額（R3年度） 1,340千円	
(R3年度支給割合)		(R3年度支給割合)	
期末手当 2.4月分 (1.4)月分	勤勉手当 1.9月分 (0.9)月分	期末手当 2.4月分 (1.35)月分	勤勉手当 1.9月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

個人情報の観点から対象となる職員数が1人の場合は当該箇所を『◎』とした。

イ 退職手当（R4年4月1日現在）

若狭町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2~20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2~45%加算）		
1人当たり平均支給額			-		

ウ 時間外勤務手当

支給実績（R4年度決算）	◎千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）	◎千円

個人情報の観点から対象となる職員数が1人の場合は当該箇所を『◎』とした。